

～スズメバチ等駆除費補助金交付制度のご案内～

村では、令和7年7月よりスズメバチ等による危険を防止し、住民生活の安全を図るため、スズメバチ等の巣を駆除業者にて駆除した方へ補助金を交付します。

※※村の職員による巣の駆除は、行っておりません。※※

【駆除の対象となる蜂の巣について】

・スズメバチやその他、人に危害を及ぼすおそれのある

蜂の巣が対象となります。(例:スズメバチ類、アシナガバチ類)

※1.ミツバチやクマバチなどは対象外となります。

※2.冬季に蜂が死滅し空巣となったものや、夏季であっても
昨年の残りなど蜂の活動が見られない巣は対象となり
ません。(通常12月までには活動が終了します。)



【補助金の対象者について】

補助を受けるには下記の条件(1)から(3)すべてに該当する必要があります。

(1)スズメバチ等が営巣している村内の土地及び家屋等を所有若しくは管理する者。

(2)駆除業者に委託することにより、スズメバチ等の営巣の駆除を行っていること。

(3)村民税及びその他の村に納付すべき金銭の支払いに未納(過年度分を含む)
がない者。

※賃貸借契約に使用されている住宅(アパートや貸家等)や事業に使用されている
工場、商業施設、事務所等の建物にできたスズメバチ等の巣の駆除は対象外と
なります。

【補助金額について】

駆除に要した費用の2分の1の額(上限 10,000 円、100円未満は切捨て)

※1.駆除を行うために建築物の一部を破壊する必要がある場合の費用及びその
復旧に係る費用、高所作業車等の貸借料は、対象になりません。

※2.補助金の予算には限りがあります。予算が終了し次第、補助金申請は終了とな
りますので、お早めにご申請ください。

【申請方法】

- (1) スズメバチ等の巣を発見し、業者へ駆除の依頼をする。
- (2) 駆除業者による巣の撤去作業
- (3) 駆除費の支払(申請者が駆除業者へ駆除費を支払)
- (4) 役場厚生課に申請書を提出(領収書の発行日から30日を経過するまで)
(申請書は、村ホームページからダウンロードしていただけます。また、役場厚生課窓口で配布しております。)

【提出書類】

申請書に以下の書類を添えて役場厚生課にて申請してください。

①スズメバチ等の巣の駆除に要した費用についての領収書の写し

②写真

1. 現場の全景
2. 駆除前の巣の状況(営巣していることが確認できるもの)
3. 駆除完了後の巣及び巣があった場所の状況

※補助金は口座振込になりますので、申請者と同一名義の口座が確認できるもの(通帳など)と印鑑をお持ちください。

【その他注意事項】

※巣の駆除料金は、各駆除業者が独自に定めているため、業者毎に異なります。

また、巣を作った場所や巣の大きさ等により駆除料金が異なりますので、金額を確認してから作業を依頼してください。

※蜂の巣をご自身で駆除される方に、蜂の巣駆除用の防護服を無償で貸し出します。数に限りがありますので、ご希望の方は厚生課に電話で確認してから、窓口にご来庁ください。

※駆除業者の探し方がわからない等、ご不明なことがありましたら役場厚生課までお問い合わせください。



≪申請・お問い合わせ≫

新郷村役場 厚生課

TEL:0178-61-7555

FAX:0178-61-7575

受付時間:平日 8:15~17:00 まで